

JAEA大洗研(南地区)(使用)保安規定 指摘・コメント表

審査基準の条項番号 (規則第8条第1項)		保安規定 の条番号	指摘・コメント事項	備考	
1号	体制	1	3.95		
		2	3.95		
2号	QMS	1	9~		
		2	9~		
		3	9~		
		4	9~		
		5	9~		
3号	職務及び組織 核取主務者	1	4.5		
		(1)	6		
		(2)	6の2		
		(3)	6の3		
		(4)		保安監督責任者を補佐する組織の存在に係る規定を確認。	保安の監督に関する責任者として、核燃料取扱主務者及び同代理者を選任している。補佐する組織は特別に設けてはいないが、事務局的な位置付けで保安管理部がサポートを行っている。
(5)	6				
4号	保安教育	1		保安教育実施方針の策定について確認。	第18条(保安教育等)に基づき、所長は保安教育基本計画を作成する。
		2	18		
		3	18		
		4		保安教育の見直し、頻度について確認	二次文書となる「大洗研究所 教育・訓練管理要領」に定めている。 7. 1 実施計画の作成 (4) 部長又は課長は、保安規定に定める個別の保安教育・訓練の実施を計画するに当たり、教育・訓練の目的・意図を明確にするとともに、実施内容の妥当性を次の①から③について確認する。 ① 目的や意図に沿った内容となっていること。 ② 前回の教育・訓練の結果を踏まえて改善すべき事項が反映されていること。 ③ 最新の情報を反映した内容となっていること。

審査基準の条項番号 (規則第8条第1項)		保安規定 の条番号	指摘・コメント事項	備考	
5号	使用施設等の操作	1	65		
		2	9.4.1		
		3	73		
		4		確認	使用施設等の操作に関して、引継ぎを要する業務はない。
		5	66、71	66条にひも付く下部規定、71条に基づく取扱計画の記載を確認	66条：燃料材料試験施設(南地区)安全作業要領や各種安全作業マニュアルを制定している。 71条：二次文書となる「燃料材料試験施設(南地区)安全作業要領A-3 放射性物質等の取扱計画」に定めている。 2. 放射性物質等の取扱計画 1) 施設管理者は、核燃料物質を取り扱うときは(運搬を除く。)、あらかじめ様式A-3-1の「核燃料物質取扱(取扱変更)計画書」を作成し、燃材部長の承認及び核取主務者の同意を得る。 3. 放射性物質等の取扱報告 施設管理者は、核燃料物質の取扱いを終了したときは、施設管理者は様式A-3-4の「核燃料物質取扱終了報告書」を作成し、燃材部長及び核取主務者に報告する。 5. 計画書及び報告書の作成に当たっての注意事項 1) 核燃料物質 ① 取扱計画書の作成に当たり、以下に掲げることを明らかにする。 a 取扱目的又は取扱変更理由 b 取扱期間及び取扱施設名 c 取扱方法及び取扱場所 d 核燃料物質の種類、数量、燃焼度及び物理的 形状並びに主な化学形態 e 安全上の評価 f 年間予定使用量との関係 g 県事業計画の取扱量との関係 h 核燃料物質使用変更許可との関係
		6	21		
6号	管理区域、周辺監視区域の設定	1	27、20、31、32、22、20		
		2	31	31条が該当するのか確認	第31条において、線量のみ告示の値を超える区域(汚染のおそれのない区域)を第2種管理区域として区分するとしている。
		3	34	立入制限区域を設定した場合の線量率、濃度限度の基準はあるのか確認。	別表第13に立入制限区域の設定基準を規定している。
		4	39		
		5	43		
		6	302		
		7	43、51		
		8	35、41		
		9	27、28		
7号	排気監視設備、排水監視設備	1	50、65		
		2	78の4、78の5、78の6		
8号	線量、線量当量、汚染の除去	1	44		
		2	44、		
		3	45		
		4	46		
		5	該当なし		
		6			
		7		確認	現状、クリアランスの想定がないため規定していない。
		8		確認	現状、放射性廃棄物でない廃棄物の想定がないため規定していない。
		9	45	45条以外に規定があるかどうか確認	・汚染が確認された際に、その値が立入制限区域の基準を超えた場合、立入制限区域を設定し管理する。(第34条) ・定期的な測定で汚染が確認された場合、施設管理統括者は放射線管理部長の指示により直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。(第47条)
9号	放射線測定器の管理、測定の方法	1	50		
		2	78の4、78の5、78の6		
10号	受払い、運搬、貯蔵等	1	51、71、72、73		
		2	52、71、72、73		
11号	廃棄物の廃棄	1	46、53、71、72		
		2	52、56		
		3	52、62		
		4	55、56、59		
		5	58、59		

審査基準の条項番号 (規則第8条第1項)		保安規定 の条番号	指摘・コメント事項	備考
		6	内容を確認する。	環境モニタリングに関しては、機構大で調整中
		7	55、56、58	
12号	非常時の処置	1	21、22、23、24	
		2	9_4.2 二次文書、三次文書において、事故対処規則のようなものが存在することを確認。	二次文書として「事故対策規則」、三次文書として各部は「事故対策要領」等を定めている。
		3	23	
		4	26	
		5	26	
		6(1)	48	
		6(2)	19	
		6(3)	確認	第20条第2項(3)に規定している。
		7	48	
		8	25	
		9	19	
13号	設計想定事象等に 係る施設の保 全	1(1)イ	20	
		1(1)ロ	20	
		1(2)	18	
		1(3)	18	
		1(4)		
14号	記録、報告	1	9_4.2.4	
		2	29	
		3	30	
		4	30	
		5	二次文書、三次文書において、事故対処規則の確認。	・二次文書として「事故対策規則」、三次文書として「通報連絡基準」を定めている。
15号	施設管理	1	78の2、78の4、78の6	
		2	81	
16号	技術情報共有	1	9_8.5.3	
17号	不適合情報公開	1	9_8.3	
		2	9_8.3	
18号	その他	1	1	
		2	1	

■ : 審査基準に新規又は形を変えて加わった項目。